

平成28年9月30日

保護者の皆様

西原町立西原小学校・幼稚園

校長・園長 佐久本 実

(公印省略)

台風時の児童・幼児の登下校について

本校においては。これまで次の様にお伝えしてきましたが、今年度からは、台風時の登下校については、町教育委員会で一括して判断するという申し合わせをしております。

つきましては、特に本文書下の部分の確認をお願い致します。

1 次の場合は西原小学校・西原幼稚園は臨時休校・休園になります。

- (1) 沖縄本島中南部に「暴風警報」が発令された場合。
- (2) 「沖縄本島中南部の小中高等学校は休校です。」とテレビでテロップが流れた場合。
- (3) 授業開始後、「暴風警報」が発令された場合は、児童は下校となります。
※ 安全な下校確保のため、保護者の迎えをお願いします。

2 暴風警報が次のとおり解除された場合、西原小学校・西原幼稚園は授業を再開します。

- (1) 午前7時30分までに暴風警報が解除された場合。
→ 通常通りに登校します。
- (2) 午前9時までに暴風警報が解除された場合。
→ 午前10時35分までに登校します。簡易な給食有り
- (3) 午前12時までに解除された場合。
→ 午後2時までに登校します。給食無し。
※幼稚園はお休みです。(預かり保育は行います)
- (4) 午前12以降に暴風警報が解除された場合。
→ 臨時休校継続(登校しない)

今回の台風18号に伴う「休校等の判断」について

1. 西原町においては、台風に伴う休校等の判断は、町教育委員会で一括して行うことにしています。
2. 台風18号に伴う「休校等の判断」は、町教育委員会において、10/2(日)の午後3時以降行うとのことです。
3. 「休校」と判断した場合、「西原町教育委員会のホームページ」、「西原町防災無線」等でお知らせするとの事です。

※ 但し、休校としない場合は、特にお知らせは致しません。

以上 ご確認下さい。